

平成二十年政令第二百号

株式会社日本政策投資銀行法施行令
内閣は、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。
(受け入れることができる預金の範囲)

第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第一号に規定する政令で定める預金は、次に掲げるものとする。

一 外貨預金

二 金融機関から受け入れる預金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第

一項に規定する積立金の運用に係るもの）を除く。）

前項第二号の「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）

二 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和十七年法律第一百八十七号）第二条に規定する長

期信用銀行をいう。次条第一号において同じ。）

三 信用金庫及び信用金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫及び労働金庫連合会

六 株式会社商工組合中央金庫

（代理業の対象となる金融機関の範囲）

第二条 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める金融業を行なう者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行連合会

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条の九第一項第二号の事業を行う協同組合連合会

（代理業の対象となる金融機関の範囲）

第三条 法第三条第七項に規定する政令で定める規定期は、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行法第十六条の五第一項

二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十

一項）

三 協同組合による金融事業に関する法律（昭

和二十四年法律第一百八十三号）第六条の三第

一項）

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十

七号）第八十九条の二第一項

五 農業協同組合法第九十二条の二第一項

六 水産業協同組合法第一百六条第一項

七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第一項（国外社債券の減失等の場合の代わり債券の発行）

（法第五条第三項の規定による日本政策投資銀行債の社債券の発行及び法第十三条第三項の規定による社債（同条第一項に規定する社債の発行は、国外社債券（外國を発行地とする日本の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うもの又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とするものに限る。）

（法第五条第三項の規定による日本政策投

資銀行債の社債券の発行及び法第十三条第三項の規定による社債（同条第一項に規定する社債の発行は、国外社債券（外國を発行地とする日本の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うもの又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とするものに限る。）

（法第五条第三項の規定による日本政策投

資銀行債の社債券の発行及び法第十三条第三項の規定による社債（同条第一項に規定する社債の発行は、国外社債券（外國を発行地とする日本の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うもの又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とするものに限る。）

（法第五条第三項の規定による日本政策投

資銀行債の社債券の発行及び法第十三条第三項の規定による社債（同条第一項に規定する社債の発行は、国外社債券（外國を発行地とする日本の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うもの又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とするものに限る。）

（法第五条第三項の規定による日本政策投

資銀行債の社債券の発行及び法第十三条第三項の規定による社債（同条第一項に規定する社債の発行は、国外社債券（外國を発行地とする日本の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うもの又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とするものに限る。）

失し、又は紛失した証拠の提出があつたときには、事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連（同法第九十七条第一項第一号の事業を行うものに限る。）

八 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）

九 保険会社（保険業法（平成七年法律第五百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び外国保険会社等（同条第七項に規定する外國保険会社等をいう。）

十 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

（代理業の許可に係る規定の適用除外）

失し、又は紛失した証拠の提出があつたときには、事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連（同法第九十七条第一項第一号の事業を行うものに限る。）

行うものに限る。）

七 農林中央金庫

八 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）

九 保険会社（保険業法（平成七年法律第五百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び外国保険会社等（同条第七項に規定する外國保険会社等をいう。）

十 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

（代理業の許可に係る規定の適用除外）

失し、又は紛失した証拠の提出があつたときには、事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連（同法第九十七条第一項第一号の事業を行うものに限る。）

行うものに限る。）

七 農林中央金庫

八 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）

九 保険会社（保険業法（平成七年法律第五百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び外国保険会社等（同条第七項に規定する外國保険会社等をいう。）

十 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

（代理業の許可に係る規定の適用除外）

失し、又は紛失した証拠の提出があつたときには、事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連（同法第九十七条第一項第一号の事業を行うものに限る。）

行うものに限る。）

七 農林中央金庫

八 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）

九 保険会社（保険業法（平成七年法律第五百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び外国保険会社等（同条第七項に規定する外國保険会社等をいう。）

十 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

（代理業の許可に係る規定の適用除外）

度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、法附則第二条の二十七第四項第二号の日の十日前までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金（法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。）又は特定投資剰余金（法附則第一条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。）の額の全部又は一部を減少するときは、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定による納付金の計算書に、最終事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書及び法附則第二条の十九に規定する収支の状況を記載した書類その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定による納付金は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

（納付金の帰属する会計）

第二条の二 法附則第二条の二十七第一項の規定による納付金は、財務大臣が定めるところにより、一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定による納付金は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

（国が承継する資産の範囲等）

第二条の三 法附則第五十五条第二項の規定により國が承継する資産は、主務大臣が財務大臣に協議して定める資産とする。

2 前項の規定により國が承継する資産は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属する。

3 前項の規定により國が財政投融資特別会計の投資勘定において現金を承継する場合においては、当該現金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳入とする。

（日本政策投資銀行の解散の登記の嘱託等）

第三条 法附則第十五条第一項の規定により日本政策投資銀行が解散したときは、財務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（会社が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第四条 法附則第十六条第一項に規定する評価委員は、次に掲げる者につき財務大臣が任命す

<p>第 八 条 (法附則第六条第一項の規定による評価に關する庶務は、財務省大臣官房政策金融課において處理する。)</p> <p>(その管理につき財務大臣及び国土交通大臣が主務大臣となる承継資産の範囲)</p>
<p>第五条 法附則第十八条第一号の政令で定める承継資産は、法附則第二十六条の規定による廃止による廃止前後の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七号）第十三条第一項に規定する業務のうち同法附則第十七条の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）第十九条に規定する業務に該当する業務によつて取得した資産である承継資産とする。</p> <p>（登録金融機関業務に関する特例に係る金融商品取引法の読み替え）</p>
<p>第六条 法附則第二十二条第二項の規定により会社を登録金融機関とみなして金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「登録を受けている者」とあるのは、「登録を受けている者及び株式会社日本政策投資銀行」とする。</p> <p>（法人税に係る課税の特例）</p>
<p>第七条 法附則第二十三条第二項に規定する政令で定める引当金は、退職給付引当金、賞与引当金及び投資損失引当金とする。</p>
<p>2 会社の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十六号に規定する資本金等の額及び同条第十八号に規定する利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人税法施行令（昭和四十一年政令第九十七号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

債券等（法附則第十五條第一項の規定により会社が承継した債務に係る本邦以外の地域において発行された法第十四条第一項に規定する旧銀行債券及び法附則第十五條第一項の規定により会社が承継した債務に係る法附則第十七条第四項に規定する外貨債券等をいう。以下同じ。）を」と、「国外社債券に」とあるのは「国外社債券若しくは国外旧銀行債券等に」とする。

（国庫納付金の納付の手続に関する経過措置）

第三条 法附則第十五条第六項の規定により会社が従前の例により行うものとされる国庫納付金の納付の手続については、旧政投銀法施行令第六条中「毎事業年度九月三十日及び三月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の九月三十日」と、旧政投銀法施行令第七条中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法施行令第九条中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月二十日」とあるのは「平成二十年十一月二十日」とする。